

司書教諭と学校司書の職務

1 学校図書館法の成立（昭和28年）

戦前の国定教科書による一斉画一教育から脱却し、子ども主体の新しい教育を目指して議員立法として、昭和28年に成立した。

学校図書館法（昭和28年法律第185号）抄

第5条（司書教諭）

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭、指導教諭又は教諭をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

2 学校図書館法の改正（平成9年3月）

(1) 改正により司書教諭を「平成15年4月1日以降は、12学級以上の学校には必ず置かなければならない。」とされた。

(2) 第2項「主幹教諭、指導教諭又は教諭をもつて充てる」と規定されているが、この「充てる」は、学校教育法施行規則に「教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる」等と同様であり、司書教諭は、教諭が担当する校務分掌の一つとして職務命令により発令される。なお主幹教諭は、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。

(3) 司書教諭を置かなければならない学校について

学校図書館法第2条により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の小学部・中学部・高等部となる。

(4) 学校図書館法の附則 司書教諭設置の特例

「学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。」

司書教諭は、学校図書館法が施行された昭和29年4月1日から置くはずだったが、当時は司書教諭の資格をもっている人が少なかったため、司書教諭の有資格者が養成されるまで「当分の間」司書教諭を猶予する、との規程であった。この法改正で、一定規模以上の全国の小中高等学校には必ず司書教諭を置くことが義務付けられた。

政令で定める規模の学校を「学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令」で「学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とを合計した数）が11以下の学校とする。」

・高等学校に全日制・定時制・通信制の課程がある場合

学校図書館法では、高等学校の課程を区別せずに一つの学校として規定しており、課程ごとの学級数の合計が12学級以上の学校には司書教諭を置かなければならない。

通信制の課程のある高等学校については、通信制の課程の生徒の数を300で除した数（1未満は切上）を学級数（全日制・定時制の学級数）に加えることとなる。

・分校がある場合

学校図書館法では、分校について特別規定していない。したがって、本校と合わせて一つの学校として取扱い、本校・分校それぞれの学級数の合計が12学級以上の学校には司書教諭を置かなければならない。

- ・特別支援学校に小学部・中学部・高等部がある場合
学校図書館法では、小学校、中学校、高等学校の後に特別支援学校に小学部・中学部・高等部を含むことが、それぞれ明記されており、学校図書館法の「学校」を考える場合、それぞれ学部ごとに数えることとなる。したがって、小学部に12学級以上ある場合には、小学部の教育活動を担当する教諭に司書教諭を命じなければならない。また、小学部、中学部それぞれ12学級以上ある場合には、それぞれに司書教諭を置かなければならない。
- ・中等教育学校の場合
中等教育学校についても同様に、前期課程、後期課程のそれぞれについて、12学級以上の場合には司書教諭を置かなければならない。
- ・特別支援学級のある場合
特別支援学級も、一学級として学級数に参入する。(学校の教育活動は、学級を単位として活動を行っており、特別支援学級も一つの学級として数える。)

(5) 第5条第3項「大学」の下に「その他の教育機関」を加えたこと

司書教諭講習については、これまで文部大臣の委嘱を受けた大学で行うこととされていたが、司書教諭有資格者を大幅に増やす必要があるため、大学に加えて大学以外の教育機関も、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができるようにした。

法改正の意義：今までは、校務分掌の一つとして、資格のない教員が1～2年交代で学校図書館の運営に携わっている例が多く見られたが、これからは教師であり、同時に学校図書館の専門教育を受けた司書教諭が、学校図書館の運営に携わるようになる。

(6) 改正の背景

- ・平成元年の学習指導要領は、「新しい学力観にたつ教育」を打ち出し、従来の教師による「教え込む教育」から子どもが「自ら学ぶ教育」への変革を強く求められるようになった。それは、学校図書館を必要としない教育から学校図書館なしには成立しない教育への転換であり、子どもたちの学びの場として学校図書館の重要性が改めて認識されたことでもある。
- ・子どもたちの「読書離れ」が年々深刻化し、子どもの読書環境を整備することの必要性が各方面から強調されるようになったこと。

3 学校図書館法の一部改正（平成26年6月）

(1) 一部改正により第6条以下を下記のようにし、学校司書を明文化した。(一部抜粋)

第6条（学校司書）

学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7条（設置者の任務）

学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

第8条（国の任務）

国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

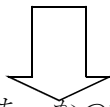
- 1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

(2) 一部改正の背景

- ・学校教育における言語活動や探究的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努める。

5 司書教諭制度の仕組み

- 司書教諭は、「学校図書館法」で、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」(学校図書館法第5条)と定められている**学校の職員**。
図書館司書は、「図書館法」という別の法律で定められた主として**公立図書館の職員**の資格。両者は、それぞれ資格要件や仕事の内容も大きく異なっている。(次ページ表参照)
- 司書教諭の資格要件とは、学校図書館法第5条に「司書教諭は、主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない」と定められている。
大事な点は、司書教諭とは、**教員**であり、かつ**司書教諭の講習を修了している者**ということ。つまり司書教諭の資格要件とは、「**教員**」と「**司書教諭**」の両方の資格をもっているということ。



この両方の資格をもち、かつ教員として採用されている「教諭」を司書教諭に「充てる」というのが司書教諭制度の仕組み

※ 司書教諭の発令方法 — 教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。
教務主任・学年主任・保健主事・生徒指導主事・進路指導主事・図書主任と同じ承認主任

(1) 学校司書、司書教諭、司書の違いについて

	学校司書	司書教諭	司書
根拠	○茨城県立学校管理規則21条の5 学校に、必要に応じ、学校司書を置くことができる。 2 学校司書は、校長の命を受け、学校図書館の業務に従事する。 3 学校司書は、事務職員の中から、校長が命じ、教育長に報告するものとする。	○学校図書館法第5条(一部抜粋) ・学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。 ・司書教諭は司書教諭講習を修了した教諭を充てる。 ・講習は大学が委嘱を受けて行う。	○図書館法第4条 図書館におかれる専門的職員を司書及び司書補と称する。 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(2) 「司書教諭の仕事」と「学校司書の仕事」の違い

司書教諭の仕事……「学校図書館を活用して教育指導全体のレベルアップを図る、つまり**教育活動という面**での中核的な役割を担う」(平成9年5月8日参議院文教委員会)

学校司書の仕事……「学校図書館の管理運営という面で大変重たい役割を果たしている」

(平成9年5月8日参議院文教委員会)

※「司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないように配慮するとともに、職員配置を含めた、学校図書館整備のための地方公共団体独自の施策を、より一層充実するよう配慮すること」(衆議院附帯決議)

※「学校図書館担当の事務職員は、**図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務**に従事しているものであり、その役割は、**司書教諭の役割とは別個のもの**である」

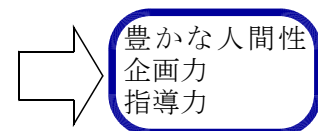
(平成9年6月11日各教育委員会教育長宛て文部省施行通知)

司書教諭・学校司書・図書主任の役割分担<参考>

	職務内容	司書教諭	学校司書	図書主任
総務的職務	学校図書館経営計画の設定	○		○
	会議・委員会等の議案の設定	○		○
	諸規則の立案・改善	○		○
	予算案・決算の作成	○	○	○
	諸報告	○	○	
	調査・統計の実施・作成		○	
	諸記録・帳簿の保管		○	
	諸備品・用品類の管理と整備 関係機関との連絡	○	○	○
整理的職務	図書の選択	○	○	○
	注文・仕入れ		○	
	分類と目録		○	
	蔵書の保管		○	
	視聴覚資料・特殊資料の収集・保管		○	
	管理・整備		○	
	操作		○	
奉仕的職務	館内閲覧と館外貸出		○	
	レファレンスサービス(照会)		○	
	図書館資料の照会と案内		○	
	広報活動	○	○	○
	図書館行事の計画と実施 課程・地域への奉仕	○	○	○
指導的職務	教師の教材研究の援助・協力	○		
	カリキュラム編成への協力	○		○
	図書館利用指導の計画と実施	○		○
	読書指導計画の作成と実施	○		○
	館内での利用技術・態度の指導 児童生徒・図書委員会の指導	○	○	○

5 司書教諭に期待される資質(文部省初等中等教育局小学校課 平成10年12月)

- 読書活動を通じた児童生徒の豊かな人間性に関する見識
- 学校図書館の経営能力
- 時代の変化に迅速に対応し得る情報教育の担い手としての力量や柔軟性, 知的探求心, 責任感
- 学校の教育課程の展開と各種資料の活用に対する深い理解・見識
- 児童生徒や教師, 地域の人たちとのコミュニケーション能力等



6 司書教諭資格の履修科目にみる司書教諭像

履修科目の新旧対応表

新科目		旧科目	
学校経営と学校図書館	2単位	学校図書館通論	1単位
		学校図書館の管理と運用	1単位
		学校図書館の利用指導	1単位
学校図書館メディアの構成	2単位	図書の整理	2単位
		図書以外の資料の利用	1単位
		図書の選択	1単位
学習指導と学校図書館	2単位	学校図書館の利用指導	1単位
読書と豊かな人間性	2単位	児童生徒の読書指導	1単位
		学校図書館の利用指導	1単位
情報メディアの活用	2単位	図書以外の資料の利用	1単位

- ①「**学校経営と学校図書館**」は、ほぼ従来どおりの内容。学校図書館の運営についての一般的な理解、特に学校教育における学校図書館の位置付けの理解は、いつの時代も欠かすことはない。
- ②「**学校図書館メディアの構成**」の内容は縮小。「図書の整理」「図書の選択」といった事項の比重が減っていることから、司書教諭に対して蔵書の収集・整理以外の役割が求められていることが分かる。また「図書以外の資料の利用」が含まれている点に注目。学校図書館の対象は図書だけではない。
- ③「**学習指導と学校図書館**」はかなり強化された科目。従来の「学校図書館の利用指導」では、児童・生徒に学校図書館の利用方法を教えることを求めていた。「学習指導と学校図書館」では、児童・生徒だけではなく、教師に対して学校図書館を活用した授業を行うことを求めている。司書教諭は、授業改善に向けて中心的な役割を果たすとともに、他の教師の授業の計画や実施にTTとして協力していくことが求められる。
- ④「**読書と豊かな人間性**」の部分は、旧科目と比べ大きな変化はない。青少年のモラルの低下などの社会情勢を反映して、人間形成における読書の重要性はこれまで以上に強調されている。
- ⑤「**情報メディアの活用**」は「学習指導と学校図書館」とともに、今回の改定で強化された部分である。これからの学校図書館は、学校における学習情報センターとしての役割が期待されている。そのため、司書教諭がメディアのスペシャリストであることが求められている。